

枚方市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用確保・創出にむけ、引き続き大阪府と連携し雇用対策事業に取り組んでいきます。

(産業振興課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

製造業の企業立地・設備投資を促進し、企業の経営基盤強化・雇用創出などを通じて地域経済を活性化することを目的として、大阪府が講じる「ものづくり支援施策・税制」とも連携する「地域産業基盤強化奨励金」制度を平成19年度に創設しました。

(産業振興課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

枚方市・寝屋川市・交野市の三市合同で地域企業が参加する就職面接会や枚方市企業合同就職説明会を実施し、雇用確保の機会を提供していきます。

(産業振興課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの人が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

引き続き枚方市地域就労支援センター等の関係機関に情報提供し、周知に努めます。

(産業振興課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

雇用対策事業をより有効なものとするため、その実施においても大阪府等関係機関との協力を図ります。
(産業振興課)

1 について独自要請

枚方市及びその外郭団体で働く人の性別雇用形態（身分・雇用条件・職務等）の実態調査を踏まえ、さらに雇用における男女平等促進を図ること。

(回答)

平成19年4月から施行された改正男女雇用機会均等法の趣旨を認識し、職員の身分・雇用条件・職務等については男女間での格差が生じないように努めている。また、職員の採用にあたっては、これまでも男女を問わずに募集を行い競争試験の成績によって公正・民主的に採用しており、今後もこれまでの姿勢に変わりはない。

外郭団体については、可能な範囲において助言等を行っていききたい。
(人事課)

北河内地域労働者福祉協議会の充実を図るため、補助金の増額を行うとともに活用・連携を図ること。

(回答)

勤労者の福祉向上を図るため、今後も北河内地域労働者福祉協議会と連携して取り組んでいきます。また、北河内地域労働者福祉協議会が実施している「多重債務相談事業」については、市の関係部署間の情報共有を図りながら活用・連携に努めるとともに、引き続き支援してまいります。

(市民活動課)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

「地域産業基盤強化奨励金」は、工場・研究所のほか研修所を対象施設としています。また、企業の人材育成ニーズに対応するため、地域活性化支援センターにおける経営支援・創業支援施策としてセミナー・講習会等を開催しています。
(産業振興課)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウ

エイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

製造業の技術革新とこれを担い得る人材の育成を通じて、ものづくり企業の対外競争力を高める施策を展開していきます。(産業振興課)

2 について独自要請

入札制度については、市民の利益を第一義として、公平性・透明性・競争性をより一層向上させること。

(回答)

入札契約制度については、関係法令や市の契約規則等に基づいて執行しておりますが、発注にあたっては、財源は市民の貴重な税負担であることを念頭に、公平性・透明性・競争性の確保が図れるよう努力しているところです。(総合契約検査室)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

本市は、今後も法令遵守を基本に、市民福祉の最大化をめざした行財政運営を進めていきます。(行政改革部)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

長期財政の見通しを基に、投資的事業を計画的に行うことによりプライマリーバランスの健全化を図っていきます。(財政課)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

医療連携体制の構築については、機会を捉え大阪府に働きかけていきたいと考えています。また本市の事業としても、引き続き救急医療や夜間・休日診療の確保に努めていきます。

(健康総務課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業の普及・適正利用については、65歳到達時や認定の結果通知時に介護保険制度やサービス利用についてのパンフレット及び説明書を送付しています。また随時「広報ひらかた」を通じ、制度理念や利用方法について利用者等に対し周知に努めます。

苦情・相談につきましては、平成18年4月から高齢社会室内に法人指導グループを新たに設置し、苦情・相談体制の強化に努めるとともに、市内に設置しております地域包括支援センターは地域の身近な総合相談窓口として運営・機能していますが、より一層きめ細かく充実した苦情・相談体制を構築していきます。

(高齢社会室)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターは、地域に密着し地域高齢者主体のきめ細かい総合相談機関として、また情報発信基地として機能するため、民生委員・自治会や教育機関・地域医療・福祉施設等地域の様々な機関と連携し、多種多様な住民ニーズに応えるだけでなく、常に新しい視点で包括的支援事業を捉え実践しています。

地域包括支援センター運営協議会委員については、医師・弁護士・学識経験者・サービス事業者代表・関係団体代表・被保険者の代表・公募による市民代表で構成し、地域包括支援センターの運営について諮問いただいております。

(高齢社会室)

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

生きがいがづくりと社会参加の契機とすることを目的とした「生きがい創造学園」、地域の高齢者で構成された老人クラブに対する助成及び会員を対象とした「生き生き健康スポーツレクリエ

ーションリーダー養成講座」を実施しています。また、「高齢者健康づくりプロジェクト」として毎月様々な内容の講座を実施しているほか、生涯学習センターや体育協会・地域包括支援センター等と共同で事業を行っています。今後もニーズに応じた施策の企画・実施に努めます。

(高齢社会室)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護の運営にあたりましては、市民生活の最低保障という観点に立ち、安心・信頼のおける保護行政に取り組んでおります。

就労支援につきましては、「生活保護自立支援プログラム」による就労支援員の導入やハローワークなどとの連携により、今後もより充実した就労支援体制の運用を行います。(保護課)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

現在、府枚方保健所では、H I V抗体検査や相談事業のほか、管内高校・保健所連絡会及び高校生交流会・教育委員会と協賛で研修会を開催するなど、青少年に対して重点的にA I D Sに関する啓発を実施しています。また、医療機関とは個別に情報交換等を行っています。

保健センターでは啓発リーフレットの配布を行っており、保健所との連携のもと、今後も引き続き啓発等に取り組めます。(保健センター)

4について独自要請

北河内全域をカバーする勤労者市民互助会の結成にむけて、その推進を図ること。

(回答)

事務の効率化や事務局のスリム化を図るため、北河内7市による合同の勤労市民互助会の設立について検討中です。互助会未設置の3市(交野・大東・四條畷)の1,500事業所に対し、事業所福祉共済制度アンケートを実施した結果を踏まえ、今年度は交野市と情報交換を行いました。今後も、引き続き関係各市と協議を進めていきたいと考えます。(市民活動課)

枚方市立保健センターを活用し、メンタルヘルス相談事業の実施、予防・健康づくり等の啓発活動をさらに充実すること。

(回答)

保健センターでは市民を対象に、生涯にわたり予防・健康づくりを推進するため各種事業を実施しています。平成17年3月には、健康増進法に基づく市計画「ひらかた みんなで元気計画」を策定し、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組めるよう、市民への啓発事業を行っています。

メンタルヘルスについては健康講座を開催したり、健康診断や健康相談（面接及び電話）・家庭訪問事業等を通じて乳幼児をもつ保護者をはじめ壮年期・高齢期の市民のうつや認知症などについての相談に対応し、必要に応じ医療機関や関係機関を紹介するなどのフォローも行っています。（保健センター）

地域の中核病院として市民の信頼と期待に応え、医療・保険・福祉の連携の拠点とした市民病院をめざし、老朽化した病院の早期建て替えを図ること。

(回答)

平成19年度に策定した新病院整備計画に沿って検討してまいります。（健康総務課）

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

保育施策及び子育て支援施策につきましては、「枚方市新子ども育成計画」に基づきより一層の充実を図っていきます。また、本市では地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や民生児童委員等と連携を図り、子育て支援を推進しています。今後も拠点施設を核として、地域の子育て支援のネットワークづくりを行っていきます。

なお、病児保育につきましては、医療機関併設型で市内3ヶ所で開催しています。

(子育て支援室)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

本市では、保育内容の充実を図るため民間保育所に運営費補助を行い、保育サービスの充実を図っています。また、市長会を通じて、国や大阪府に対し保育所職員配置の充実が図れるよう補

助制度の創設を要望しています。

保育所職員の研修につきましては、公私立保育所の合同研修の開催や市立保育所で実施している研修に民間保育所職員にも参加を呼び掛けるなど、人材育成に努めています。(子育て支援室)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育(留守家庭児童会室)については、市内の45小学校に設置し運営を行っています。今後、厚生労働省の放課後児童クラブのガイドラインを踏まえ、人的・施設的体制の整備を図りながら事業の拡充をめざします。(青少年課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域の教育力向上のため、今後も学校・家庭・地域社会と連携して、子どもたちの健全育成を図れるよう地域教育協議会の活動を支援していきます。(児童生徒課・社会教育課・青少年課)

子どもの安全を守る観点から「青色防犯パトロール」の奨励、「子どもの安全見守り隊」の活動支援、「子ども110番の家」等の取り組みについて、引き続き校区コミュニティ協議会等地域組織との連携を図りながら拡充に努めます。(青少年課)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

奨学金については保護者等への説明会を実施し、様々な制度の周知を図るとともに相談窓口等の情報提供にも努めています。就学援助については、標準生計費を基に物価動向等を勘案し認定基準を決定しており、文部科学省基準で支給しています。(児童生徒課)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

人権が尊重される地域社会を築いていくためには、「予防」「救済」「支援」機能が不可欠であり、様々な人権課題の解消にむけ、機動的かつ適切にワンストップで迅速な対応が求められています。そういった視点から、「人権啓発」「人権相談」「自立支援」の施策を中心に活動しているNPO法人ひらかた人権協会に、人権啓発事業や人権相談を含め各種の相談事業を委託し、協働により本市の人権施策の推進を図っているところです。(人権政策室)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では平成13年に「枚方市男女共同参画計画」を策定し、施策の推進を図っているところです。事業の実施状況については、その具体的な行動計画である「第3次アクションプログラム」を平成19年に策定し、その進行管理を行っています。

また「枚方市男女共同参画計画」では、審議会等における女性委員数の比率について目標を35%と定めており、平成19年4月現在での登用状況は35.4%と目標を上回っています。今後も女性委員比率のより一層の向上をめざしていききたいと考えています。(企画課)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

男女共同参画社会を実現するためには、その形成にむけた諸課題を「男女双方の課題」として捉える視点を全市民に広げていく方策が必要であり、法の趣旨を踏まえ条例の制定にむけた取り組みを進めます。(企画課)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

男女共同参画事業の拠点施設である「メセナひらかた 男女共生フロア」に面接や電話による女性のための相談窓口を設け、本市ホームページに掲載するとともに、広報にドメスティック・バイオレンスの特集記事を掲載したり相談案内の小冊子やカードを作成・配布し、特に周知を図っています。

また、DV防止法に基づく被害者保護については、このことに取り組む民間団体が大きな役割を果たしており、それらの団体との連携が重要であるとの認識から、民間シェルターの情報収集に努めています。 (企画課)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市では、職員が子育てと仕事の両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的に「枚方市特定事業主行動計画」を策定しております。

行動計画の重要な取り組み内容の一つとして「男性職員の育児休業等の取得の促進」を掲げており、その推進にあたっては、特定事業主行動計画策定・推進委員会などにおいて、男性の育児休業取得率向上にむけた具体策について検討を行っております。 (職員課)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市では、交通部門・民生部門を含む市民・事業者の日常活動から排出される温室効果ガスの排出量を抑制するための総合的かつ具体的な道標として、平成19年6月に「枚方市地球温暖化対

策地域推進計画」を策定しました。

今後は、この計画の目標（枚方市域から排出される二酸化炭素排出量を、2012年度には2005年度比17%削減）を達成するため、市民・事業者・枚方市がビジョンを共有し、市域全体で協働により取り組みを推進していきます。（環境総務課）

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

本市では、平成16年に「枚方市暑気対策指針」を策定し、様々な暑気対策に取り組んでいます。平成19年度は、つる性植物による壁面緑化「緑のカーテン」を市民・事業者に普及することを目的とした「緑のカーテンコンテスト」を実施することで、緑化の推進を行っています。また、打ち水や夏季の道路散水等の対策を大阪府と連携して進めており、今後より一層の暑気対策を推進していきます。（環境総務課）

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本市では、「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」（平成19年6月）のなかで「温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換」や「温室効果ガス排出の少ない交通体系の形成」を取り組みの方向として掲げています。

平成19年度には、大阪府と連携してエコドライブ実践事業者募集やエコドライブコンテスト参加事業者募集を実施しました。今後もこうした取り組みを継続していくとともに、より広報活動を充実させていきます。（環境総務課）

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市では、平成15年に「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減及び適正処理基本計画」を策定し、まちづくりの柱に「環境保全都市」を掲げ、市民すべての課題として「焼却ごみ半減」を目標としてごみ減量に取り組んでおり、施策においても3Rにリフューズ（無駄なごみ

となるものは断る)を加えた4R施策により循環型社会の構築をめざしており、平成18年度実績におけるリサイクル率は20.0%です。

現在の分別収集については、生ごみ・資源ごみ(びん・缶・ガラス)の定曜収集及び粗大ごみ(電話予約収集)、ペットボトル(拠点回収)、古紙・古布・缶等(自治会・子ども会等集団回収)を行っており、平成20年2月からは容器包装リサイクル法に基づくペットボトル及びその他容器包装プラスチック等について、本市及び寝屋川市・交野市・四條畷市で「北河内4市リサイクルプラザ」を建設し広域処理を開始する予定であり、本市においても全市域での分別収集を実施します。
(減量業務室)

(2)ー② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

いわゆる野焼きや野積みなどの不適正処理に対する監視・指導及び市民要望等への対応は、従前から強化しています。なかでも、産業廃棄物に係る不法行為については、その影響が甚大で迅速な対応が求められるものの、市に指導権限が与えられていません。しかし、特に緊急対応が求められる野焼き行為については、市民に対する迷惑行為を防止するという観点から市単独で行為者に対する停止要請等を行っています。

不法投棄が繰り返されている箇所については、警察などの連絡先を明記した看板や監視カメラ等を設置し、その再発防止対策を行っています。

市はこれらの対策を進め、不法行為を「しない、させない」ようその必要性に応じた対応に努めます。
(まち美化推進課)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

公共下水道接続に関する市民相談会、パンフレットの配布、枚方市ホームページでのPR、「広報ひらかた」への掲載及び未水洗家屋への戸別訪問による促進等を引き続き行ってまいります。

(下水道総務課)

8について独自要請

ごみの減量化の計画目標を数値として示し、それにむけた市民向けの広告宣伝を充実させること。

(回答)

平成9年度を基準年度として「焼却ごみ半減」をめざしており、平成18年度実績における減量化率は21.9%となっています。

また市民向け広報宣伝として、「毎月5日は、レジ袋もらわんDAY」「毎月15日は、手つかず食品・食べ残しごみ減らすDAY」「毎月30日は、台所ごみの水切りはしっかりするんやDAY」と定め、本市広報・ホームページに掲載するとともに、街頭キャンペーン等を実施し周知・啓発を図っています。
(減量業務室)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

平成20年度に「枚方市地域防災計画」の修正を行い、防災対策の充実を図るとともに、備蓄食糧についても、流通備蓄の導入など実効性のある手法の検討を進めます。また、自主防災組織が実施する防災訓練のサポート体制の充実を図ります。
(危機管理部)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

本市における公立学校施設の耐震化については、現在、平成18年度から平成22年度までの5年間で完了する計画を立て、重点的に取り組んでいるところである。

また、耐震補強工事の実施にあたっては、文部科学省所管の「安全・安心な学校づくり交付金」の申請を行っている。
(教育施設課)

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

本市では、市立45小学校と19中学校のほか、総合体育館や野外活動センター等にAEDを設置しております。その他の施設については当該施設の現状を把握し、設置について検討していきたいと考えています。
(健康総務課)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

休耕地に対しては、農家への営農指導が必要である。また、市民農園を開設する地権者に対し法に基づく開設を指導している。(農政課)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

荷捌施設の確保については、基本的に事業者責任において確保すべきスペースであり、「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」に基づく土地の利用に係る基準により、開発事業者に対し開発区域内に荷捌スペース等を含む駐車場を確保するよう指導しております。また、特に商業集積地である枚方市駅周辺では、市営駐車場や民間の駐車場の活用・利用促進を図っています。(交通対策課)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

本市では、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、平成17年3月に「枚方市交通バリアフリー基本構想」を策定し、順次鉄道駅や駅周辺道路のバリアフリー化整備を進めています。また、この基本構想に沿って、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を行う鉄道事業者等に対し補助金を交付するなど、財政的補助・支援を実施しています。

さらに、今年度より平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に則し、高齢者や障害者はもとより鉄道・バス等の交通事業者ならびに大阪府等の関係機関の意見等を聞きながら、新たな「バリアフリー基本構想」策定を進め、道路や鉄道駅のバリアフリー化を促進していきます。(土木総務課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩行者や自転車の交通安全対策として、歩道における自転車走行部分の明示や、歩車分離信号機の設置などについて、所轄警察と協議調整を行ってまいります。(交通対策課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドについては、駐車場周辺の交通状況を考慮しつつ、交通事業者・府と連携して進めていきます。

レンタサイクルにつきましては、市民団体により一定期間試験的に実施しており、運営や採算性等について今後も検討を進めていきます。(土木総務課)